

令和 8 年 8 月 20 日

榛東村議会議長 善養寺 孝 様

榛東村民に議会の議論が伝わる
「開かれた議会」の実現を求める請願書

請願者

住 所

氏 名

紹介議員

氏 名

氏 名

1 請願事項

主権者である村民が、榛東村議会で何が話し合われ、どのような過程を経て村政に関する判断がなされているのかを、特別な手続きをすることなく知ることのできる「開かれた議会」を実現するため、次の事項を求めます。

1. 本会議の会議録を、インターネットだけでなく、紙媒体でも村民が自由に閲覧できるようにしてください。

作成された本会議会議録を、榛東村役場庁舎内 1 階チラシ置き場などその他村民が日常的に利用しやすい場所に備え、インターネットを利用しない村民も特別な手続きをすることなく閲覧できるようにしてください。

2. 本会議終了後、できる限り速やかに、議論の内容を村民が確認できるようにしてください。

正式な会議録の作成に一定の期間を要する場合にも、公開までの期間の短縮に努めるとともに、議決結果や審議の概要など公開可能な情報を速やかに伝え、少なくとも次の定例会を迎える前に、村民が前回の議会で行われた議論を十分に確認できる環境を整えてください。



3. 常任委員会、議会運営委員会その他の委員会等について、作成・保管されている会議記録を、村民が自由に紙媒体で閲覧できるようにしてください。

個人情報、秘密会その他公開することが適当でない部分には必要な措置を講じた上で、委員会でどのような審査、協議及び議論が行われたのかを、議員はもとより村民も確認できる仕組みを整えてください。

4. 本会議及び委員会等の開催予定を、できる限り早期に広く村民に知らせてください。

役場庁舎内への数日前の掲示及び議会ホームページだけにとどまらず、村が利用できる広報手段を活用し、傍聴を希望する村民が有給休暇の取得など予定を立てられるよう、十分な期間をもって周知してください。

5. 村政上の重要な問題について、議員による質疑、質問及び討論が十分に行われ、その議論の内容と経過が村民に伝わる議会運営に努めてください。

特に、すでに作成されている会議録や委員会記録を村民が閲覧できるようにすることなど、現行の資料や仕組みによって実施できる事項については、長期的な検討事項とすることなく、速やかに実行に移してください。

2 請願の趣旨・理由

村民こそが榛東村の主権者です

私たち村民は、選挙によって村長を選び、同時に、村政について議論し判断する議員を選んでいます。しかし、選挙によって議員を選ぶことだけが住民自治ではありません。村民から信託を受けた議員が、議会で何を問い、何を議論し、村からどのような説明を受け、どのように判断したのか。その内容を村民が知り、考え、意見を持つことができこそ、住民の代表機関としての議会が機能するものと考えます。

榛東村議会は、榛東村民のための議会です。本請願で求めているのは、いわゆる情報公開制度を利用して、村民がその都度、文書の開示を請求できるようにしてほしいということではありません。「知りたければ請求してください」ではなく、議会自らが、何を議論し、なぜその結論に至ったのかを、主権者である村民に伝える議会であってほしい。それが本請願の願いです。

「公開されている」と「村民に伝わっている」ことは同じではありません

現在、本会議の会議録は議会ホームページで公開されています。しかし、正式な会議録を確認できるまでに相当の期間を要する場合があります、前回の議論を十分に確認できないまま次の定例会を迎えることもあります。

また、ホームページに掲載されていても、インターネットを日常的に利用しない村民にとっては、実際の議論に接することは容易ではありません。議会だより等に掲載される一般質問も限られた紙面に要約されたものであり、質問、答弁、再質問を含め、実際にどのような議論が行われたのか、その趣旨や経過まで十分に知ることは困難です。

さらに、重要な審査や意思形成は本会議だけでなく、常任委員会や議会運営委員会等でも行われています。記録が作成・保管されているのであれば、そこで何が話し合われたのかについても、主権者である村民が確認できることが「開かれた議会」の基本であると考えます。

結果だけでなく、そこに至る議論を知るために

近年の榛東村議会では、議員に対する出席停止の懲罰が議決され、その後、群馬県知事への審決申請を経て、当該処分が取り消された事例がありました。また、令和7年第4回定例会では、議員に対する問責決議が可決された後、同一会期中に、その提出過程に瑕疵があったとして「問責決議の無効を求める動議」が提出され、これについても可決されています。

本請願は、これらについて誰が正しかったのか、誰が間違っていたのかを論じるものではありません。しかし、このような重要な議決が行われたときこそ、なぜその議決が行われたのか、議会では何が話し合われ、どのような手続を経てその結論に至ったのかを、村民が自ら確かめられることが必要です。議決の「結果」だけでなく、そこに至る「過程」まで村民に伝わるのが重要だと考えます。

村民の暮らしに直接関わる問題についても同じです

これは議会内部の問題だけではありません。榛東村では、中央公民館の建て替えを含む大規模な公共施設整備としてしんとぴあなどが整備されました。村にとって非常に大きな公共施設整備である以上、どのような施設を必要とするのか、村民がどのように利用するのか、高齢化や子育て環境をどう考えるのかなど、さまざまな検討がなされたものと思います。

では、なぜ現在の施設構成になったのでしょうか。ホールやステージ等の機能、大人数で利用する際の机や椅子の設置・片付けなども含め、高齢化が進む中での利用のしやすさについて、議会ではどのような議論が行われたのでしょうか。また、村内唯一の児童館が閉館し、その機能の一部がしんとぴあへ移されたことについても、子どもたちの居場所、従来の児童館が果たしてきた役割、その機能を今後どのように担うのかについて、議会では何が話し合われたのでしょうか。

これは、しんとぴあの整備や児童館の閉館について賛否を論じるためのものではありません。村民が「なぜこのような施設になったのか」「ほかの選択肢は検討されなかったのか」と疑問を持ったとき、議員は何を問い、村は何と答え、議会はどのように議論し判断したのかを、自らたどって確かめることのできる環境が必要だということです。

さらに、広域行政の一つであるごみ処理などについては、榛東村から議員が参加する渋川広域圏の議会において重要な審議が行われています。しかし、その議会で榛東村選出の議員が何を問い、どのような議論や判断が行われたのかについて、村民はもちろん、村議会全体にも十分に伝わっているとはいえません。

また、国民健康保険税の課税をめぐる誤りなど、村民の暮らしに直接影響する問題が生じた際にも、なぜそのようなことが起きたのか、再発防止をどうするのかについて、議会が十分に検証し、その議論の過程を村民に伝えることが重要です。

公共施設、子育て、ごみ、税など、村民の暮らしに直接関係する問題について、結果だけでなく政策決定や検証の過程を知ることができれば、村民も事実に基づいて意見を持ち、その声がこれからの村政に反映されるよう議員につなげることができます。

すでに作成される記録を、村民が見られる場所へ

本請願で求めていることは、新たな施設を整備したり、新しい行政事業を始めたりすることではありません。本会議の会議録は、議会として作成されるものです。また、委員会についても、榛東村議会委員会条例等に基づき会議の記録が作成され、保管されています。

本請願が求めているのは、すでに作成される会議録や会議記録を、主権者である村民が特別な手続きをしなくても、日常的に見ることのできるようにしてくださいという、ごく基本的なことです。

他の地方議会では、作成された会議録を役所・役場、図書館その他住民が利用しやすい場所に備え、住民が自由に閲覧できる取組が以前から行われています。これは自治体の人口規模によって、できる、できないという性質のものではありません。

問題は、新たに会議録を作ることではなく、すでに作成した記録を誰のためのものとして扱うのかということです。議会の会議録や会議記録は、議会内部のためだけに存在するものではなく、村民が自分たちの議会で何が行われたのかを知るための記録でもあります。作成された記録を村民が役場1階のチラシ置き場などへ配置して容易に見ることのできる場所に備えることは、新しいサービスを始めることではありません。議会がすでに持っている記録を、その本来の受け手である村民に届けることです。

「村民に伝わる議会」へ

村民が議員を選び、選ばれた議員が議会で議論する。その議論が村民に伝わり、村民が考え、意見を持ち、その声が再び議会に届く。この循環があつてこそ、二元代表制の一方を担う議会が住民の代表機関として機能し、住民自治と議会制民主主義が実質的なものになると考えます。

村民こそが榛東村の主権者です。議会で行われる議論を、議場の中だけにとどめないでください。

「ホームページに掲載してあるから公開している」という議会から、「議会で何が行われているのかが村民に伝わる議会」へ。「知りたければ請求してください」という議会から、「村民に知ってもらうことを大切にする議会」へ。

榛東村議会が、主権者である村民にとって真に身近な「開かれた議会」となるよう、本請願事項について、実施できるものから早急に実行に移されることを強く求めます。

以上